

国 税

以下の税金は、国税です。このほかにも、3ページにあるとおり、様々な種類の国税があります。

所得税（国税）

納める方

- ▶ 日本国内に住所がある個人で、所得のあった方
- ▶ 日本国内に住所がないが、国内で生じた所得のあった方 など

納める額

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

○ 所得控除額 8ページ及び10ページ参照

○ 税率(速算表)

平成27年分			控除額
課税される所得金額	税率		
195万円以下	5%		0円
195万円を超え 330万円以下	10%		97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%		427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%		636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%		1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%		2,796,000円
4,000万円超	45%		4,796,000円

- *1 課税される所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- *2 変動所得や臨時所得に対する平均課税の適用を受ける場合の調整所得金額に対する税額もこの表で求めます。
- *3 あわせて復興特別所得税が課税されます（82ページ参照）。

○ 税額控除額 61ページ参照

納める時期と方法

(1) 原則

1年間の所得金額と税額を自分で計算し、翌年2月16日から3月15日までに、納税地を管轄する税務署に確定申告をして納めます（申告納税制度）。

(2) 給与所得者

毎月の給与から見込税額を源泉徴収され、年末に1年間の給与総額が確定した時点で年末調整により税額が精算されるので、原則として、確定申告の必要はありません。

ただし、次のような方は、上記(1)の方と同様に確定申告が必要です。

- (ア) その年中に支払を受ける給与等の金額が2,000万円を超える人
- (イ) 1か所から給与等の支払を受けている人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超える人
- (ウ) 2か所以上から給与等の支払を受けている人 など

(3) 年金所得者

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

また、上記(2)又は(3)に該当する方であっても、医療費控除や住宅借入金等特別控除(適用初年分)などを受ける方は、確定申告が必要です。

詳しくは、税務署(93ページ参照)へお問い合わせください。

—— 申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。——
画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成したデータは、プリントアウトして郵送などで提出していただくか、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することができます。

※ 詳しい内容は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

税額控除(主なもの)

● 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)など

住宅ローン等を利用して、住宅を新築、取得又は増改築した場合、一定の要件に該当していれば入居した年分以後の、各年分の所得税額から一定額が控除されます。

民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などのローン等を利用し、その返済期間が10年以上の割賦返済である場合で、一定の要件に該当する方に適用されます。

また、認定長期優良住宅や認定低炭素住宅の新築又は取得(未使用のものに限る。)のほか、省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修など、既存住宅の改修工事をした方について所得税の特別控除を受けられる場合があります。詳しくは税務署(93ページ参照)へお問い合わせください。



法人税（国税）

納める方

会社などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含む。）

納める額

$$\text{所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

○税率

開始事業年度		平成30年4月1日以後		平成28年4月1日～平成30年3月31日		平成27年4月1日～平成28年3月31日	
法人等の区分		年所得 800万円 以下の部分	年所得 800万円 超の部分	年所得 800万円 以下の部分	年所得 800万円 超の部分	年所得 800万円 以下の部分	年所得 800万円 超の部分
普通法人	中小法人 ^{*1}	15% ^{*4}	23.2%	15%	23.4%	15%	23.9%
	中小法人以外の法人	23.2%		23.4%		23.9%	
人格のない社団等		15% ^{*4}	23.2%	15%	23.4%	15%	23.9%
公益法人等	一般社団法人等 ^{*2} 公益法人等とみなされているもの ^{*3}	15% ^{*4}	23.2%	15%	23.4%	15%	23.9%
	上記以外の公益法人等	15% ^{*4}	19%	15%	19%	15%	19%
協同組合等（単体） 特定の医療法人（単体）		15% ^{*4}	19% ^{*5}	15%	19% ^{*5}	15%	19% ^{*5}
協同組合等（連結） 特定の医療法人（連結）		16% ^{*4}	20% ^{*5}	16%	20% ^{*5}	16%	20% ^{*5}

- * 1 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるものをいいます。
ただし、大法人との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人等の一部の法人を除きます。
- * 2 非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。
- * 3 認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合及びマンション敷地売却組合をいいます。
- * 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度について適用
- * 5 一定規模以上の協同組合等の年10億円超の部分は22%

納める時期と方法

原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（93ページ参照）へお問い合わせください。

地方法人税（国税）

（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、地方法人税が創設されました。

納める方

法人税の納税義務のある法人
（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。）

納める額

$$\text{課税標準法人税額} \times \text{税率}$$

開始事業年度	平成26年10月1日～平成31年9月30日
税率	4.4%

納める時期と方法

法人税と同様、原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（93ページ参照）へお問い合わせください。

贈与税（国税）

個人から不動産や現金などを無償でもらったときに、もらった方に課税されます。また、個人から著しく低い価格で財産を譲り受けた場合や債務を免除してもらった場合にも贈与税の対象となります。

納める方

個人から財産の贈与を受けた方

納める額（暦年課税の場合）

$(\text{その年に贈与を受けた財産の価額の合計} - \text{基礎控除 } 110 \text{ 万円}) \times \text{税率} - \text{速算表の控除額}$

○税率（速算表）

基礎控除後の課税価格	平成27年1月1日以後の贈与			
	一般税率		特例税率*	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	(3,000万円超) 55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

* 直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の方に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

納める時期と方法

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与を受けた方の住所地を所轄する税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（93ページ参照）へお問い合わせください。

● 相続時精算課税

相続時精算課税は、贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を納め、贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、既に納めた贈与税額を控除する方式です。

贈与を受けた年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母から20歳以上の子又は孫への贈与の場合には、贈与を受けた方の選択により、2,500万円（特別控除額）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じた額を贈与税額とすることができます。

なお、平成33年12月31日までに、一定の自己居住用家屋の取得等資金の贈与を受ける場合については、60歳未満の父母又は祖父母からの贈与についても相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択するには、贈与税の申告期間内に申告書、相続時精算課税選択届出書及び必要書類の提出が必要です。詳しくは、税務署（93ページ参照）へお問い合わせください。

● 配偶者控除の特例～夫婦間の居住用不動産の贈与の特例～

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産又はその取得資金の贈与が行われた場合、一定の要件に該当すれば、贈与税の申告をすることにより、基礎控除額の110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

● 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例

20歳以上の子又は孫が直系尊属（父母や祖父母など）から住宅取得等資金^{*1}の贈与を受け、平成33年12月31日までに住宅用家屋の取得等に係る契約を締結した場合、一定の要件に該当すれば、住宅取得等資金のうち一定金額^{*2}について非課税措置が受けられます。

この特例を適用するには、贈与税の申告期間内に、申告書及び必要書類の提出が必要です。詳しくは、税務署（93ページ参照）へお問い合わせください。

* 1 住宅取得等資金とは、贈与を受けた方が自己の居住の用に供する家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭をいいます。

* 2 住宅の種類、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期等により、非課税限度額が異なります。

● 直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合の特例

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、直系尊属（父母や祖父母など）から教育資金の贈与を受け、金融機関に信託などをした場合、金融機関の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、贈与を受けた方（30歳未満の方に限ります。）1人につき、1,500万円（学校等以外に支払う費用については500万円を限度）まで贈与税の非課税措置が受けられます。

● 直系尊属から結婚・子育て資金の贈与を受けた場合の特例

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、直系尊属（父母や祖父母など）から結婚・子育て資金の贈与を受け、金融機関に信託などをした場合、金融機関の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより、贈与を受けた方（20歳以上50歳未満の方に限ります。）1人につき、1,000万円（結婚に際して支払う費用については300万円を限度）まで贈与税の非課税措置が受けられます。

相続税（国税）

納める方

相続や遺贈（遺言によって財産を与えること）などによって財産を取得した方

納める額

下記の「税額の計算方法は」をご覧ください。

○税率（速算表）

法定相続分に 分けた額	平成27年1月1日以後*		平成26年12月31日以前*	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	40%	1,700万円
2億円以下	40%	1,700万円		
3億円以下	45%	2,700万円	50%	4,700万円
6億円以下	50%	4,200万円		
6億円超	55%	7,200万円	(3億円超)	

*相続の開始の日（被相続人の死亡の日）により、適用される税率等が異なります。

納める時期と方法

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の死亡の時にける住所地を所轄する税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（93ページ参照）へお問い合わせください。

● 税額の計算方法は

(1) 相続人ごとに課税価格を算出します。

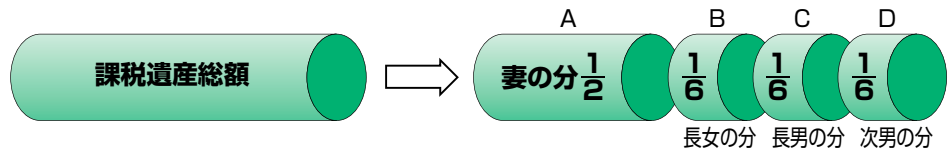
$$\text{各人の課税価格} = \text{相続した財産の価額} + \text{相続時精算課税適用財産の価額} - \text{債務や葬式費用の額} + \text{相続開始前3年以内の贈与財産の価額}$$

(2) 課税遺産総額を計算します。

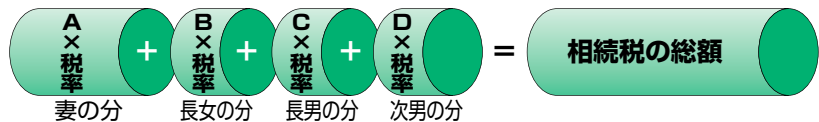
$$\text{課税遺産総額} = \text{各人の課税価格の合計額} - \left[\begin{array}{l} \text{〔正味の遺産額〕} \\ \text{3,000万円} \\ \text{〔基礎控除〕} \\ \text{（平成26年12月31日以前5,000万円）} + \left(\begin{array}{l} \text{600万円} \\ \text{（平成26年12月31日以前1,000万円）} \times \text{法定相続人の数}^* \end{array} \right) \end{array} \right]$$

* 法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとして計算します。また、養子については、実子がいる場合は1人まで、実子がない場合は2人までを法定相続人の数に含めます。

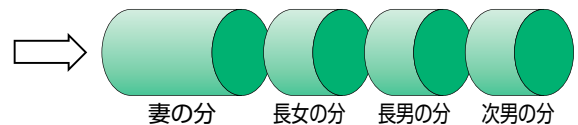
(3) 課税遺産総額を法定相続分に分けます。



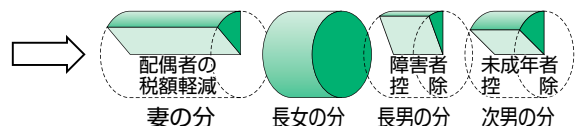
(4) それぞれに税率をかけて税額を合計します。



(5) 相続税の総額を正味の遺産額に対する各人の課税価格の割合で分けます。



(6) 相続人ごとに税額から控除される金額を差し引いて納める税額を算出します。



● 相続税の軽減は

(1) 配偶者の税額軽減

$$\boxed{\text{配偶者の税額軽減後の税額}} = \boxed{\text{配偶者の相続税額}} - \boxed{\text{相続税の総額}} \times \frac{\boxed{\text{配偶者の法定相続分相当額(最低1億6,000万円)又は実際取得額のいずれか少ない額}}}{\boxed{\text{課税価格の合計額}}}$$

配偶者の実際取得額(課税価格)が1億6,000万円以下か、1億6,000万円を超えていても法定相続分相当額以下であれば、配偶者に相続税は課税されません。

(2) 未成年者控除

20歳に達するまでの年数1年につき10万円(平成26年12月31日以前は6万円)が控除されます。

(3) 障害者控除

85歳に達するまでの年数1年につき10万円(平成26年12月31日以前は6万円)*が控除されます。

*特別障害者の場合、20万円(平成26年12月31日以前は12万円)

自動車重量税(国税)

納める方

自動車の新規登録又は継続検査等のために自動車検査証(車検証)の交付等や車両番号の指定を受ける方

納める額

自動車の種類などにより異なります。下記の税率表(抜粋)をご覧ください。

納める時期と方法

自動車の新規登録又は継続検査等のための自動車検査証(車検証)の交付等や車両番号の指定を受けるときまでに、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会で、自動車重量税印紙を書類に貼付して納めます。詳しくは、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会(68ページ参照)にお問い合わせください。

○税率表(自家用車)(抜粋)

車種	車検期間	税率	
乗用車	3年	車両重量0.5tごと	12,300円
	2年	〃	8,200円
	1年	〃	4,100円
軽自動車(二輪を除く)	3年	一両につき	9,900円
	2年	〃	6,600円

〈自動車の登録申請に関する主なお問い合わせ先(ヘルプデスク)〉

品川・世田谷ナンバー 東京運輸支局
050 - 5540 - 2030
足立ナンバー 東京運輸支局足立自動車検査登録事務所
050 - 5540 - 2031
練馬・杉並ナンバー 東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所
050 - 5540 - 2032
多摩ナンバー 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所
050 - 5540 - 2033
八王子ナンバー 東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所
050 - 5540 - 2034

(注1) 一定の排出ガス性能・燃費性能等を備えた自動車が、平成29年5月1日から平成31年4月30日までに新車新規登録等を行う場合、免税又は別途定められている税率から75%・50%・25%の軽減措置が講じられます。

(注2) 新車新規登録等時に免税措置を受けた自動車は、性能に応じて2回目の車検等においても免税措置の対象となる場合があります。

(注3) 新車新規登録等から13年及び18年を経過した自動車については、それぞれ別途税率が定められています。

登録免許税（国税）

土地や建物の所有権等の登記をするときに課税されます。

納める方

不動産の登記などをされる方

納める額

○税率表（不動産登記の主なものを抜粋）

登記の種類		納める額
所有権 移転登記	相続・法人の合併	不動産価額×0.4%
	贈与	不動産価額×2.0%
	売買	不動産価額×2.0%
所有権保存登記		不動産価額×0.4%
抵当権の設定登記		債権金額×0.4%
仮登記	所有権移転又は所有権移転請求権の保全のための仮登記 (相続又は法人の合併、共有物の分割によるものを除く。)	不動産価額×1.0%
	その他の仮登記	本登記の税率の2分の1又は、 不動産1個につき1,000円

(注1) 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間は、土地の売買による所有権の移転の登記は1.5%、土地の所有権の信託の登記は0.3%に引き下げられます。

(注2) 不動産価額は、通常、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が使われます。

(注3) 住宅用家屋の所有権の保存もしくは移転又は住宅取得資金の貸付等にかかる抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率について、軽減措置を受けられる場合があります。

(注4) 個人が平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を取得する場合における家屋の所有権の移転登記は、0.1%に引き下げられます。

納める時期と方法

現金で納付し、その領収証書を登記等の申請書に貼付して提出します。税額が3万円以下の場合には、印紙納付することもできます。詳しくは、税務署又は法務局（93・94ページ参照）へお問い合わせください。